

南関東防衛局の勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局の勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員に関する達
(趣旨)

第1条 この達は、南関東防衛局において、勤務官署以外の勤務地に長期間(1箇月以上をいう。以下同じ。)勤務させる場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務官署の指定等)

第2条 南関東防衛局の職員を勤務官署以外の勤務地に長期間、当該職員の住居から直接勤務させる場合は、本局においては南関東防衛局長(以下「局長」という。)、防衛事務所においては防衛事務所長(以下「事務所長」という。)が、それぞれ必要があると認めるときは、別記様式による勤務官署配置指定通知書により当該勤務官署以外の勤務地を勤務官署として指定するものとする。

2 局長及び事務所長は前項により指定した場合は、勤務官署配置指定通知書の写しを、総務課長及び会計課長に送付するものとする。

3 勤務官署の指定を解く場合は、指定の手續に準じて処理するものとする。

(出勤簿の管理)

第3条 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号)第12条に規定する所属長又は自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号)第2条の2第1項に規定する所属長は、勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員の出勤簿を当該勤務地に備え、その勤務させる職員のうちから勤務時間管理員を指名し、責任をもって管理させるものとする。

(通勤手当の支給)

第4条 第2条第1項により勤務官署として指定した場合は、人事院規則9-24(通勤手当)第2条第1項に規定する勤務官署とみなして、通勤手当を支給するものとする。

(在勤官署に勤務する職員)

第5条 第3条及び第4条については、防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛庁訓令第109号)第2条第1項第4号の規定に基づき指定された在勤官署に勤務する職員についても準ずるものとする。

(実施の細目)

第6条 この達の実施に関し必要な細目は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

勤務官署配置指定通知書

職又は所属
階級又は官級
氏名
通知事項 に配置する。 (の配置を解く。)
通知日付 年 月 日
南関東防衛局長 各防衛事務所長 官職氏名 印